平成２９年（フ）第１６６号
和歌山市松島236番地１　パストラルＭⅡ203
債務者　寺本久瑠美（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７６号
和歌山市杭ノ瀬194番地１　東和第７団地４－１
債務者　小島　隆夫
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０３号
和歌山市関戸４丁目２番61号　スカイハイツ関戸410号室、前住所和歌山市和歌浦東３丁目５番53号　ＵＰＡＫＡＲＡ101号
債務者　桝井　崇行
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２０号
和歌山県有田郡有田川町大字金屋147番地12
債務者　寺本　　強
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２１号
和歌山市南片原１丁目11番地　Ｍ２マンション８号室、前住所和歌山市梶取100番地22
債務者　小﨑　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３０号
和歌山市雑賀屋町東ノ丁69番地
債務者　西本　武志
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４１号
熊本県水俣市葛渡574番地
債務者　竹下　修司
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第３４号
栃木県那須塩原市新南989番地73
債務者　藤田フミ子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第７１２６号
東京都江戸川区西小岩５丁目10―16
債務者　幸田さなゑ
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２６８号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目21－９　柏屋東館203
債務者　工藤　暁輝
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３８５号
東京都足立区南花畑３丁目14―24、前住所東京都足立区南花畑１丁目16―22
債務者　小石　知子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９０５号
東京都大田区南雪谷３丁目５－３－304
債務者　八頭司美香
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０４９号
東京都江戸川区東小松川４丁目12―26―103
債務者　林　　知美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０７３号
東京都世田谷区若林３丁目29―９―103
債務者　尾辻　孝俊
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９３号
東京都昭島市福島町1010番地若葉コーポ102号
債務者　廣田　晴辰
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３９８号
静岡市葵区北安東５丁目55番２号
債務者　山杢　照恵
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部